

一般社団法人全日本高等学校ダンス連盟 定款

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人全日本高等学校ダンス連盟と称する。

第2条（事務所）

当法人の、主たる事務所を北九州市戸畑区に置く。

2 当法人事務所は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第3条（目的）

当法人は、高等学校等生徒の健全な発達を促すために、ダンス活動の普及と発展を図ることを目的とする。

第4条（事業）

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全日本高等学校チームダンス選手権大会
- (2) 前号に附帯又は関連する一切の事業

2 全項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第5条（公告方法）

当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

第6条（社員の資格の取得）

日本国内の高等学校又は高等専門学校において、ダンス部又はダンス同好会の顧問、若しくはそれに準ずる職にあるものは、当法人の社員となるべき資格を有する。

2 当法人の社員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申し込み、その承認を受けなければならない。

第7条（社員の種別）

当法人の社員は次のとおりとする。

- (1) 正社員…当法人に登録した日本国内の高等学校・高等専門学校に属するダンス部若しくはダンス同好会の顧問教諭
- (2) 維持社員…当法人の目的及び事業に賛同する個人または団体
- (3) 名誉社員…当法人に特に功勞のあった者で、社員総会の決議をもって推薦された者

2 前項の社員のうち正社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

第8条（任意退社）

社員は、退社届を代表理事に提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

第9条（除名）

社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該社員を除名することができる。この場合、その社員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その社員に対し、通知するものとする。

第10条（社員資格の喪失）

第8条及び第9条の場合の他、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

第11条（構成）

社員総会は、すべての正社員をもって構成する。

第12条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 決算報告書
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

第13条（招集時期）

定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時社員総会は必要がある場合に招集する。

第14条（社員総会の招集権者）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第15条（社員総会の議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会にてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

第16条（議決権の数）

社員総会における議決権は、正社員1名につき1個とする。

第17条（社員総会の決議）

社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

第4章 理事及び理事会

第18条（理事の員数）

当法人の理事は、3名以上とする。

第19条（理事の制限）

理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者。
- (6) 第3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

第20条（理事の任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第21条（理事会の設置）

当法人は、理事会を置く。

第22条（代表理事及び業務執行理事）

理事会は、理事の中から代表理事1名を選定する。

2 理事会は、必要に応じ理事の中から、専務理事及び常務理事若干名を選定することができる。

第23条（理事会の招集権者）

理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表理事が招集する。

第24条（理事会の議長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会にてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

第25条（理事会の議事の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第26条（理事の報酬及び退職慰労金）

理事は原則無報酬とする。但し、社員総会において理事に報酬を支給することが適当であると判断した場合、理事に対し特別に報酬等を支給することができる。

第5章 監事

第27条（監事の設置）

当法人は、監事を置く。

- (1) 監事の員数は1名とする。
- (2) 監事は、社員総会の決議により選任する。

第28条（監事の任期）

監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第29条（監事の報酬及び退職慰労金）

監事は原則無報酬とする。但し、社員総会において監事に報酬を支給することが適当であると判断した場合、監事に対し特別に報酬等を支給することができる。

第6章 計算

第30条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第31条（剰余金）

当法人の剰余金は、これを一切分配せず、その全部を翌年度の活動に繰り越すものとする。

第32条（残余財産の帰属）

当法人が清算する場合に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

第33条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月末日までとする。

第34条（設立時の役員）

当法人の設立時の理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	緒方 浩	荒牧 佑佳	浦上 伸子
設立時代表理事	緒方 浩		
設立時監事	齋藤 陽子		

第35条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。